中 期 目 標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため		第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人化に伴って要請される業務運営 の効率化と知的障害者の支援に関する調査及び 研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。	とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立	とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立
(1) 効率的な業務運営体制の確立 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 また、職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行	(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 重度知的障害者に対する自立のための支援を先導的、総合的に行うため、業務部門の統合再編を柔軟かつ重点的な職員配置により実施する。 なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人員について、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として5%以上の削減を行う。	ービス体系に則した組織及び職員体制とするよう、見直しを行う。 なお、中期目標に基づき、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うこととし、これを実現するため、人員の着実	(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 新しいサービス体系に即した組織体制の見直しと人件費削減の取り組みについて (ア) 組織体制の見直し 平成18年10月1日から障害者自立支援法の新事業体系に基づく事業展開が可能となるよう、組織体制の整備を行った。 また、利用者の利用希望調査等により把握した多様なニーズに対応するため、日中活動のサービスメニューを増や
うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革 を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	併せて、国家公務員の給与構造改革を踏ま え、役職員の給与について、必要な見直しを 進める。	踏まえ、役職員の給与について、必要な 見直しを検討する。	すこととし、総合施設の組織や体制を10月から改めた。 主な改正点は、次のとおり。 a 活動支援部の組織を、2科3グループ7班から2課5 係18班に再編した。
			b 新たに、総合施設内の事業や利用者のサービスの調整、 市町村や相談機関等の連絡・調整、法人内の相談窓口や 地域相談支援センター等を所掌する事業調整部を新設し た。 なお、地域相談支援センターは、市街地に置いた。
			(イ) 人件費の削減 人件費削減への取り組みについては、役職員給与の見直 しの検討を行う中で、平成18年度においては、7月から △3.5%の給与の見直しを行った。 なお、平成19年度も、見直しを行うべく検討した。
			 ・平成15年度 役員俸給△ 1.2%、賞与△0.2月 平成15年度 職員俸給△ 1.09%、賞与△0.25月 ・平成16年度 役職員俸給△3.50% ・平成17年度 役職員俸給△3.49% ・平成18年度 役職員俸給△3.50% ・平成19年度(予定)役職員俸給△3.50%(累計13.99%)
		イ アの組織や職員体制の整備は、「日中活動の場」としての介護給付、訓練等給付及び地域生活支援事業、または「居住支援」としての介護給付(施設入所支援)などの新たなサービスを円滑に実施できるものとする。	イ 新たなサービスの円滑な実施 日中活動に係る新サービスを円滑に行うため、障害者自立 支援法施行準備検討委員会(委員長:理事長)では、17年 度に引き続き新事業体系による日中活動のあり方について検 討を行い、基本方針「日中活動のあり方」を策定し、職員に 周知した。 また、サービスの質の向上を図るため、総合施設内の職員 の中からサービス管理責任者を任命し、個別支援計画の策定 や評価に当たった。
			*サービス管理責任者(計29人) (事業調整部:2人、 各寮:20人、) 、活動支援部:6人、 地域支援部1人)

中期目標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	(1) 効率的な業務運営体制の確立	(1) 効率的な業務運営体制の確立	
			ウ さらに、利用者への充実した日中活動を提供するため、生 活支援部の併任辞令を受けた職員が、寮間協力による相互支 援を行う等、効率的な運営が図られるよう工夫した。
			エ 平成17年度までの業務の進行状況等を踏まえ、それぞれの課題について分析、検討することとして、法人内に①地域移行スピードアップチーム、②調査研究プロジェクトチーム、③診療所位置付け明確化チームの三つのプロジェクトチームを平成18年8月に立ち上げた。
	② 人事配置 職員の能力と実績を適切かつ厳格に評価 した適材適所の配置とするとともに、外部 の関係機関との人事交流等を実施する。	② 人事配置 ア 人事評価制度の活用により、①職員の意識改 革と行動変革、②適材適所の人事配置、③公正 な処遇、④職員の能力開発を図る。	② 人事配置 ア 人事評価制度のうち、未実施だった目標管理評価について、 10月から実施した。 人事評価制度の実施を通して、職員の意識改革、適材適所 の人事配置、公正な処遇等に努めた。
			※目標管理評価に関する職員説明会の実施第1回 平成18年3月29日第2回 平成18年4月 3日
		イ 地域移行、地域支援、調査・研究を進めるために実績と知見を有する者などの人事交流を実施する。	イ 平成19年4月から、宮城県船形コロニーで地域移行に係る実績を有する者を地域支援部長として招聘することとした。また、平成19年4月に交代する研究課長及び主任研究員の後任として、福祉系大学から研究者2名の人材を研究員として招聘することとした。 なお、前研究課長には、研究顧問(非常勤)として、引き続き指導を受けることとした。
		ウ 日中活動の場としての事業展開に則した人事 配置を行う。	ウ ①のアの組織改正に合わせて、事務の効率化と新規事業に係る業務の充実を図ることを目的として、各業務内容に合わせた適材適所の人事配置を行った。 また、利用者の支援について、活動支援部の配置職員に加え、利用者の実情、人数等を考慮して、追加が必要な活動班には、生活支援部や地域支援部からの支援職員を派遣(17名)し、日々の支援に当たらせた。

評価の視点		自己評定	A	評価項目1	評	定定	A	(理由及び特記事項)
○ 効率的な業績 か。	務運営体制の確立のため、効率的かつ柔軟な組織編成が行われている	に	平10月1日から障害者 一月1日から障害者 一月1日から障害者 一月1日から障害者 一月1日から障害者 一月1日から 一月1日が 一日が	「可能となるよう、組織体制を改 で行うため、各部所で実施するサスを新設するとともに、入所・通ため、活動支援部の活動(作業) け応していた相談・援助業務を一 目談支援センターを担当する部とでで、 でに対して的確に対応した相談・	福ら ると	祉系大学の更なる れる。 研修及びスーパー A評定とするが、 。	協力に向けて、 ビジョン体制の 役職員の人員減 となっており、	成、人件費総額の減額が更に必要と思われ 不安定な身分保障である。常勤化が必要
日閣議決定)をための取組を対	のうち人件費について、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行う 進めたか。 の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進	引き下げ等を (2,752]	を行った結果、2,584 百万円)と比較して6.1	額(退職手当を除く) は、給与の 百万円となっており、17年度 %減となった。 6年度、17年度に引き続き、			年3.5%実施	は相談支援センターを設置した。 近していることを評価する。しかし、ここ
めたか。		18年度に 行った。	おいても7月から引き下	「げ(役職員とも△3. 5%)を		運営費交付金の削 発想の転換も必要		、施設の長期にわたる有料貸出など大胆 思われる。
○ 資質の高い	人材をより広く求めることができるような工夫がなされているか。	当法人主催の 頃から資質の 平成184 実を図るたる 地域移行に	の福祉セミナー等に招い の高い人材の情報収集に 平度においても、地域移 め、適切な人材の確保に	、ネットワークを活用するほか、かた講師から情報を得るなど、日 努めている。 行の取組み強化と研究部門の充 努力した結果、19年4月から、 諸者と、福祉系大学から研究員2	13			ニーズに対応するための活動種目を大幅 が、努力は大きく高く評価する。
○ 人事交流は行	行われたか。		1人を平成9年1月から	から国との人事交流を行ってお 厚生労働省に出向させている。				

中期目標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立
1 効率的な業務運営体制の確立 (2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ継続的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に 講じるための仕組みを導入し、実施すること。	(2) 内部進行管理の充実業務部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施するとともに、次の仕組みを導入する。 ① 業務の進行状況を把握するため、各業務部門にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。 ② モニターと各業務部門の管理者及び役員による。。評価会議において、各業務部門の業務の達成度を評価するとともに、評価の結果により、業務の見直しを含めた措置を講ずる。	(2) 内部進行管理の充実 ① モニタリング評価会議の開催 平成17年度の評価結果を次年度の年度計画 に反映させ、より適切な進行管理を行うととも に個々の状況に応じた業務の改善を図るため、 モニターと各業務部門の管理者及び役員による モニタリング評価会議を年度中に4回開催する。 ② 入所者及び職員の健康・安全の確保 入所者及び職員に留意するとともに、防災対策を講ずる。	(2) 内部進行管理の充実 ① モニタリング評価会議の開催等 ア 年度中4回開催し、同評価会議から出された意見については、各所属部門に周知し、進行管理に努めた。本年度の開催状況は、次のとおり。 「第1回 平成18年 8月31日 (第1・四半期分) 第2回 平成18年 10月26日 (第2・四半期分) 第3回 平成19年 2月 1日 (第3・四半期分) 第4回 平成19年 3月 1日 (第4・四半期分) 第4回 平成19年 3月 1日 (第4・四半期分) 第 4回 平成19年 3月に、弁護士他1名の第三者委員を交えた苦情解決委員会を開催した。同委員会には、保護者等から各部所へ出された要望・意見等についての報告書を提出し、これに基づき意見交換を行った。これらの意見は、利用者の支援方法等に反映させた。 〈保護者等から各部所へ出された要望・意見等の状況〉・支援等に関する内容 11件・健康管理に関する内容 12件・その他 12件・その他 12件・その他 14件・健康管理に関する内容 12件・での地方も分別を得対して、診療所を中心に他の医療機関等の協力を得て実施した。なお、入所者の介護を担当する支援に対して、診療所看護師が講師となり、入所者の健康管理に関するテーマ別の講習会を計画的に実施した。 ・褥瘡に関する講習 2回、延べ30人参加 2回、延べ66人参加 2回、延べ56人参加 2回、延べ56人参加 2回、延べ56人参加 1円 2回、延べ24人参加 1回、延べ24人参加 1回、延祉24人参加 1回
			イ 職員の健康管理については、定期的な健康診断及び人間 ドックを実施したほか、インフルエンザ予防接種(10月) 等を実施した。
			③ 感染症対策 ア ノロウィルス罹患者の発生と対応

中期目標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部進行管理の充実	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部進行管理の充実	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部進行管理の充実	
			(ノロウィルス陽性者 : 64人) O-X陽性者 : 27人) 検体提出者 : 237人) 総検体数 : 384件)
			イ インフルエンザ罹患者の発生と対応 平成19年3月初旬、職員及び入所利用者の一部にイン フルエンザが発症した。 ただちに、職員の出勤停止等の蔓延防止措置を取ったため、3月末には終息した。
			④ 事故防止対策の実施 ア 事故防止対策委員会の開催 事故防止対策委員会を定期的に開催し、事故報告書やヒ ヤリハット報告書をもとに、発生原因の分析、事故防止策 などを検討し、その結果を各部所に知らせ、注意を喚起し た。
			本年度は、特に、発生事故やヒヤリハットに係る集計方法等の見直しを図り、報告をし易くすることにより、迅速な報告を促した。 (※ ヒヤリハットとは、事故報告レベル0~5のうち、レベル2以下の治療・処置の必要性がない程度をいう。
			* 平成18年度事故発生実績 69件(平成17年度57件) * 平成18年度ヒヤリハット実績 66件(平成17年度26件)
			イ 事故防止対策の実施と事故防止月間 毎年度7月を事故防止月間とし、集中して防止策を実施 した。事故防止月間には、薬品類(医薬品や消毒薬品等) や包丁の保管状況の点検を実施した。 そのほか、交通安全のためのチラシの配布(随時)、危 険箇所の点検(18年8月)等の事故防止対策を実施し
			た。 なお、緊急時に備え、入所者の介護を担当する支援員 に対し、診療所看護師が講師となり年間を通じて応急措 置としてのAEDの使用方法や、心肺蘇生法及び窒息・ 誤嚥時の対処方法等等に関する講習会を、診療所で開催 した。
			ウ 不審者(車)対策の実施 不審車両の敷地内への侵入や、施設入口周辺の空き地 に不法投棄車両の発見(平成18年12月)、及びステン レス製柵の盗難(19年2月)等が発生した。 このため、その都度、①委託警備会社による巡回パト ロールの強化、②地元警察署のパトロールの強化要請、 ③不審車両・不審者に係る通報等の職員の対応方法の周 知徹底、④道路標識、指示板の設置(8月)等の防止策 を講じた。 なお、5月から警備室横に防犯カメラを設置した。

中期目標	中	期計画		平成 18 年度計画	i		平成18年度の業務の実績
中期目標 第2業務運営の効率化に関する事項 1効率的な業務運営体制の確立 (2)内部進行管理の充実	中 第1 業務運営の効率 とるべき措置 1 効率的な業務運 (2)内部進行管理	化に関する目標:	を達成するため	平 成 18 年 度 計 區 第1 業務運営の効率化に関する目標を達 とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部進行管理の充実		られたり いまれ いこの組の にた置、大お に、大お に、大お に、大お に、大お に、大お に、大 に、大 に、大 に、大 に、大 に、大 に、大 に、大	(にかけて野犬が出没し、利用者や職員等が吠え 歯まれたりする事故が発生した。 り、高崎保健福祉事務所の協力を得て、捕獲オリ の、高崎保健福祉事務所の協力を得て、捕獲オリ のはけけによるおびき寄せ等、野犬の捕獲に取り 2月末までには危険と見られていた8頭及びそ 頭の計10頭の野犬を捕獲した。 その後、野犬による被害は生じていない。 の実施 な避難訓練のほか、18年10月に利用者及び役 対象とした総合防災訓練を高崎市中央消防署の協
評価の視点 ○ リスクマネジメントの観点から、感染症等の発生を利用者の施設内における事故を防止するための対策がれらの感染症等や事故が発生した場合の対策は講じら期せぬ災害等が発生した場合の対策は講じられている	ぶ講じられているか。こ oれているか。また、予	発表内催 全冬重が と	ベジメントの観点 な対策を講座を 対対策を 対対を が発生を が発生を が発生を がいた でででした ででででいた。 ででいた ででいた。 でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた	から、感染症等の発生の未然の防止、万一ため、「衛生委員会」のほか、「感染症対策員会」を設置するとともに、利用者の施設しめ、「事故防止対策委員会」を定期的に開ハット事例の状況を分析している。 子委員会を中心に予防対策を進めてきたが、スによる感染症が、当施設において秋から早期に地元保健所と連携し蔓延防止対策に職員及び利用者の一部の発生に抑えること、定期的な避難訓練を行うほか、地元消防	法人の自ノロウイ概ね予定する。グループ	己評定欄のとおりでる ルスによる感染症の多 どおり実行するための	(理由及び特記事項) 回開催しただけではやや形式的である。 あればA評価である。 発生を予防できなかったことは残念である。 の取組み、努力は大きいものがあるためA評価と 宿舎)中の火災発生防止に、充分意を配していた
に関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日障害保健福 ており、保護者等から出され 祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)」に とともに、内容についての検 則して、適切に機能しているか。 処理等についての助言を受け		、各部所の支援員等に伝達され、利用者支					
 ○ 業務の進行状況を組織的かつ継続的にモニタリン語門にモニターを配置しているか。) ○ モニタリングの結果を評価し、必要な措置についているための仕組みを導入し、実施しているか。(モニター、各業務部門の管理者及び役員により構成)度は2回)開催しているか。 ○ 評価結果はどのように反映されたか。 	いて、適時かつ迅速に講 ニタリング評価会議(モ	定期的に開催 平成18年 平成18年 ・ ・ ・ ・ ・ と ・ と ・ と ・ と ・ と ・ と ・ と ・ と ・ と	望し、継続的に事 F度においては、 レグ評価会議によ ナて、業務運営の	は人幹部からなるモニタリング評価会議を 業の進捗状況をチェックしている。 モニタリング評価会議を4回開催した。 おいて、モニターから事業についての意見 の円滑な実施のための方策などについて議 度の業務目標等の策定に反映させた。			

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと るべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成する
1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立	直 1 効率的な業務運営体制の確立
(3)業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費(運営費 交付金を充当するもの)について、中期目	(3)業務運営の効率化に伴う経費節減	(3)業務運営の効率化に伴う経費節減	(3)業務運営の効率化に伴う経費節減
標期間の最終年度(平成19年度)の額を、	① 経費の節減	① 経費の節減	① 経費の節減
特殊法人の時(平成14年度)に比べて 13%以上節減すること。	中期目標に基づき、運営費交付金の節減 のため、人事評価の仕組みの導入や非常勤 職員の積極的な活用により効率的な職員体 制の構築を行うほか、給与水準の見直しに 取り組む。	ア 効率的な職員体制の構築のため非常勤職員 の積極的な活用を図る。	ア 人件費の縮減を図るため、特定の職種を 者等の退職後の後補充については、非常 することにより対応した。 * 退職者(自己都合を含む)14 職6人)を、非常勤職員11人
		イ 給与水準については、国家公務員の給与水 準を踏まえた見直しを行う。	イ 役職員給与の見直しについては、平成 とも△3.49%)に引き続き実施する 18年7月から役職員を対象に△3.5 げを行った。
	② 運営費交付金以外の収入の確保 利用者負担を求めることができるサービ スについては、社会一般情勢を踏まえ、有 償化及び対価の引き上げを図る。	ウ 人事評価制度と連携して、役職員の給与規 程の見直しの検討を行う。	ウ 人事評価制度のうち、未実施となっていた。 について、18年10月から実施した。 なお、評価結果の給与への反映についる 給与の動向等を勘案しながら検討している。
		② 運営費交付金以外の収入の確保	② 運営費交付金以外の収入の確保
		スについては、社会一般情勢を踏まえ、有	ア 平成17年度に開始した機能訓練部門にお ける保険診療について、効果的・効率的な運 営を図る。
			(<新規に取得した施設基準>・運動器リハビリテーション料(・脳血管疾患リハビリテーション・単純CT及びMRI・電子化加算・歯科疾患総合指導料
			※平成18年度診療実績:第2
			なお、支出抑制に取組み、上半期 目中5品目(注射3品目、内服2品目 発医薬品への切り替えを行った。 この5品目については、購入単価へ の改善効果があった。
			(イ) 他の医療機関からMR I 検査の要認 器稼働率の向上に努めた。
			17年度 18年度 4~6月 35 41 7~9月 39 52 10-12月 21 25

- うるためとるべき措
 - :種を除き、定年退職 非常勤職員等を配置
 - 1 4 人(うち定年退 l 人で対応
 - 成17年度(役職員 することとし、平成 .5%の給与の引下
 - ていた目標管理評価

。 いては、国家公務員 いくこととしてい

- 施設基準の取得及び とにより、診療収入

 - 斗(Ⅱ) ョン料(Ⅱ)

2-5-(1) 参照

期購入額上位12品 品目)について、後

価ベースで約30%

要請を受け入れ、機

	17年度	18年度	増△減
4~6月	35	41	6
7~9月	39	52	13
10~12月	21	25	4
1~3月	30	23	$\triangle 7$
計	125	141	16

注:1~3月が減少したのは、当施設にノロウイルス 罹患者が発生したことの影響による。

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと	
1 効率的な業務運営体制の確立	とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立	るべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立	
(3)業務運営の効率化に伴う経費節減	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	
		イ 地方自治体等の実施事業を受託する。	イ 地方自治体等実施事業の受託 当法人の目的・機能に沿った業務として、国や群馬県、 高崎市等の地元自治体からの受託等により次の事業を実 施した。
			(ア) 障害者総合相談支援事業の受託 群馬県から、平成16年度及び17年度に引き続き、 全県的な相談支援体制を構築するため、県内の状況を 把握し、担当職員の養成や相談に係るアドバイス等を 行うことを目的として「障害者総合相談支援事業」を 受託して実施した。 モデルとなる地区(四圏域)を訪問し、圏域の調整 会議の持ち方や相談体制のあり方などについてのアド バイスを行った。
			〈圏域の調整会議の開催状況〉
			圏域 開催回数 西毛地区(高崎・富岡・藤岡) 17 回 東毛地区(大田・館林・桐生) 7 回 中毛地区(前橋・伊勢崎) 8 回 北毛地区(沼田・渋川・中之条) 11 回 計 43 回
			(イ) 群馬県行動援護従業者養成研修の受託 群馬県から行動援護従業者に対する養成研修事業を 受託して実施した。
			*第1回 ・ 群馬県行動援護従業者養成セミナー実施事業(行動援護従業者養成中央セミナーに合わせて実施) ・ 受講者 25人
			*第2回 ・ 平成18年度行動援護従業者養成研修 実施事業(3月12日~14日、文化セン ター) ・ 受講者 39人
			(ウ) 国事業への協力 行動援護従業者養成に関する次の事業を国から補助 等を受けて実施した。
			ア) 行動援護従業者養成中央セミナーの実施 障害者自立支援法の施行により、行動援護(介護給付)の従業者資格要件経過措置による研修と して、国(厚生労働省)の後援により「行動援護 従業者養成中央セミナー」を実施した。 ・開催期間等 7月10日~12日、前橋市 ・受講者 235人
			イ) 行動援護従事者養成研修用教材作成事業の実施 国(厚生労働省)の補助を受けて「障害者自立 支援調査研究プロジェクト」として「行動援護従 事者養成研修用教材作成事業」を実施し、行動援 護の研修テキストとビデオ教材を作成した。

中期目標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと るべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減	
		ウ 障害者自立支援法に基づいた新たな事業展開を検討する。	ウ 障害者自立支援法に基づく新たな事業展開 障害者自立支援法施行準備検討委員会(委員長:理事 長)日中活動のあり方小委員会を中心に平成18年10 月からの事業展開を検討し、次の事業を実施することと した。 〇18年10月以降実施した事業 (*居住支援サービス ・施設入所支援事業 定員470人 ・共同生活介護事業 (ケアホーム) 定員 5人 *日中活動支援サービス ・生活介護事業 定員510人 ・自立訓練(生活訓練)事業 定員 40人 *短期入所(ショートステイ)事業 定員 4人 *地域生活支援事業 ・相談支援事業(群馬県指定相談支援事業者) ・日中一時支援事業(高崎市、藤岡市、南牧村)
		エ 専門学校の学生、ホームヘルパー研修受講者 等の実習を推進する。	○19年度以降実施を検討している事業 { *就労系の事業

評価の視点	自己評定	A	評価項目3	評 定	A	(理由及び特記事項)
○ 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの)について、特殊法人の時に比べ、どの程度節減が図られているか。 (①人事評価の仕組みの導入、②非常勤職員の積極的な活用による効率的な職員体制の構築、③給与水準の見直し)	ら、昨年度に引き続き、 定年退職者の退職後の 起職後の 記事が を継続してげい を い方針を継続してが を の の の の の の の の の の の の の の の の の の	大学では、 、 大学では、 、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、	関係者等の特定の者を除き行行を関係者を除きた。本年度においきた。、7月から得においきがった。7月が高いからでは、7月がのでは、7月がでは、7月がでは、7月がでは、7月がでは、7月がでは、7月がでは、7月がでは、7月がでは、7月がでは、7月がでは、1	〇 特殊法人時	と比較して、総事業費は	である。 10.2%減を達成している。 合を明らかにする必要がある。
○ 機能訓練の有償化、実習料の検討状況はどうか。			4月に理学療法士を確保し、)、診療収入の増に繋げてい			

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと るべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため採るべき措置
2 効率的な施設・設備の利用 施設・設備を有効活用し、業務運営の効率	2 効率的な施設・設備の利用	2 効率的な施設・設備の利用	2 効率的な施設・設備の利用
化を図ること。	(1) 施設・設備について、地域の社会資源・公 共財として、福祉関係者、ボランティア等の 活動の場としての利用を進める。	(1)施設・設備について、地域の社会資源・公共財 として、福祉関係者、ボランティア等の活動の場 としての利用を進める。	(1) 施設・設備の有効活用
		① 入所者と地域住民との融和を図るため、地域 住民参加型の交流会を年1回以上開催する。	① 地域との交流ア 地域との交流を図るため、平成18年10月に「第4回のぞみふれあいフェスティバル」を開催した。当日は、地域住民、ボランティア、入所利用者、保護者等が約1,800人が参加した。
			フェスティバルでは、イベントや作品展示のほか、地域 の方々のための施設見学ツアー、福祉・医療相談及び模擬 店などを実施した。なお、当施設の入所利用者は、売店等 の就労体験や買い物体験に参加し、地域の人達と積極的に 交流の機会をもった。
			イ 19年3月に、地元中学校(吹奏楽部)との福祉交流会 を当法人施設(文化センター)において開催した。 * 参加者数:40人(付き添いの教師を含む。)
			ウ 上記のほか、毎年、定例的に当法人施設(文化センター) において、カラオケや踊り等を通じた地域ボランティア との交流を行った。
		② 福祉関係者の大会や研修会等を誘致する。	② 福祉関係者の大会や研修会等の誘致について、国や地方自 治体及び民間団体等に対して働きかけを行った。 ア 当法人施設(文化センター)において、群馬県知的障害 者福祉協会の主催により、県内の福祉施設新任職員を対 象とした初任者研修会が18年5月に開催された。 * 参加施設数:47施設113人
			イ 当法人施設(文化センター)において、群馬県の主催により、市町村職員、サービス管理責任者及び指定相談支援事業者(相談支援専門員)を対象とした「地域自立支援協議会についての勉強会」が19年2月に開催された。 * 参加者数:39人
		③ 知的障害についての一般市民の理解を深める ため、青少年(高校生)を対象としたボランテ ィア講座等を年1回以上開催する。	③ 知的障害についての地域住民の理解を深めるため、次の取組みを行った。ア 8月4日から5日の2日間、「高校生のためのボランティア講座2006」を開催した。* 参加校:高崎市内3校20人
			イ 職員研修会や障害医療セミナーを地域住民等に開放し聴 講できるようにした。 * 参加者 ア)職員研修会 1 回(地域住民 24人)
			イ) 障害医療セミナー 2 回(地域住民 17人)

中期目標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平成18年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 2 効率的な施設・設備の利用	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 2 効率的な施設・設備の利用	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと るべき措置 2 効率的な施設・設備の利用	
	(2) 地域の知的障害者に対する支援の充実を図るために、診療部門、治療訓練部門、作業活動部門の活用を図る。	(2) 地域の知的障害者に対する支援の充実を図るために、障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系に則して日中活動部門及び診療部門の一層の充実を図る。	(2) 地域の知的障害者に対する支援の充実を図るための新事業体系を踏まえた日中活動部門等の一層の充実
		① 地域の知的障害者の「日中活動の場」として活用しやすくするような事業を関係機関と調整を図りつつ、構築する。	① 地域の知的障害者が「日中活動の場」として活用しやすくするため、次の点の見直しを行った。ア 日中活動を利用しやすくするため活動種目を拡大した。※ 2科3グループ7班 → 2課5係18班
			イ 障害者自立支援法の施行に伴い、活動支援部の通所部を 利用していた通所利用者を10月から通所支援Ⅰ班、旧デ イサービスの通所利用者を通所支援Ⅱ班として引き続き支 援を行った。
			なお、通所支援 I 班所属の日中活動利用者のうち、10人(10月1日現在)については、市街地にある「ワークパルやちよ」において支援した。
		② 地域の障害者支援施設等に対し、知的障害者 が地域生活を送るうえでの医療的ノウハウを提 供する。	② 外来診療を通じて、常時、地域の障害者支援施設職員や地域の知的障害者等に対し、医療的ノウハウを提供した。 また、知的障害者や発達障害者の支援に関わる臨床心理士、養護学校教諭、保育士等を交えて、行動や学習面での対策や現状の分析、今後の養育方針等に関し、医療的助言を行った。 *研修会1回及び会議の開催2回
		③ 障害医療セミナーを年2回以上実施する。	③ 地域の知的障害者の保護者、施設関係者及び職員を対象として、最先端の医療知識の紹介と普及を目指した「障害医療セミナー」を、定期的に開催することとしており、平成18年度は2回開催した。実施に当たっては、新聞社に記事の掲載を依頼したほか、公共機関、関係団体、関係施設等へのお知らせの配布、ホームページへの掲載等により広く広報に努めた。また、セミナー終了後、アンケートを実施したが、概ね好評との評価を得ており、アンケート結果については、次年度以降の障害医療セミナーの企画に反映させることとした。
			実施日テーマ参加者H18.9.28「知的障害者の摂食・嚥下機能につい 70人 て」 講師: Y歯科医院長 (12)H19.2.23「褥瘡について〜とこずれを勉強しま 68人 しょう〜」講師: I 群大(医)教授 (5)注:参加者欄の下段()書きは、地域の参加者(内数)である。